

〔 平 14 . 5 . 24 〕
〔 総 27 - 1 〕

国税関係資料

（ 特区関係 ）

経済活性化における「特区」の議論について

1. 「構造改革特区について」（抄）（4月24日経済財政諮問会議・有識者議員提出資料）

- (1) 構造改革特区は、①全国一律の規制について、地域の特性等に応じて特例的な規制を適用すること、あるいは、②一定の規制を試行的に特定地域に限って緩和すること、さらに、③産業集積等地域の活性化のために、これら規制改革に加えて、それぞれの地域に応じた様々な支援措置を行うことと定義できる。
- (2) 構造改革特区で、政府が、構造改革を地域限定的・試行的に行う場合には、問題が生じなければ、それを全国的に拡大することにより、例えば、進展の遅い規制改革分野の改革に拍車をかけることができる。また、地域限定の構造改革を行うことで、地域の特性が顕在化したり特定地域に新たな産業が集積するなど、地域の活性化にもつながる。

(3) 推進にあたっての留意点（抄）

構造改革特区は、産業集積等による地方経済の活性化との意味も持つが、その推進は「自助と自立の精神」に基づきなされなければならない。この原則の下で構造改革特区が、国・地方の財政規模の拡大、従来型の財政措置を中心とする振興策とならないよう留意しなければならない。

地方公共団体の特区に関する構想例

（注）以下は、現段階で、地方公共団体内で構想として議論されているものなどを適宜事務局で収集・整理したものであり、全てを収集したものではない。

（１）ＩＴ関連産業集積特区

【趣旨】ＩＴ関連産業集積による地域活性化

【特別措置の内容】

- ① 公共施設管理用光ファイバーの民間への積極的開放
- ② 企業立地促進のための税制上・政府系金融機関の特別融資等の優遇措置
- ③ 研究開発プロジェクト・社会資本整備の集中投資
- ④ ＩＴ人材育成・確保のための、カリキュラムの弾力化、教員資格の緩和、
ＩＴ人材にかかる職業紹介の弾力化

（２）バイオ・ライフサイエンス特区

【趣旨】バイオ・ライフサイエンスを核としたベンチャー創出

【特別措置の内容】

- ① 大学教員の兼業基準明確化、外国人研究者の公立機関での任期付き任用
- ② 外国人研究者活用のための就労ビザの発給緩和
- ③ 治験期間の短縮
- ④ ベンチャー支援のための国立大学施設の民間への賃貸

（３）国際交流型経済特区

【趣旨】国際物流・対内投資・観光の一体的促進地域の創設

【特別措置の内容】

- ① 通関システムの夜間割増手数料の廃止等
- ② 出入・港湾手続の簡素化等
- ③ 総合保税地域指定の緩和
- ④ 外国人向け専門サービス業（弁護士、会計士等）の外国人への開放
- ⑤ 外資系企業等のセットアップ支援サービスのワンストップ・２４時間化
- ⑥ 観光ビザ発給要件の緩和、特定免税店制度
- ⑦ 通信料金優遇、インテリジェントビル整備・交通基盤等社会資本整備への

財政・金融支援

⑧ 企業立地促進のための税制上・政府系金融機関の特別融資等の優遇措置

(4) 港湾・リサイクル産業を中心とする産業再生特区

【趣旨】 港湾・リサイクル産業を中心とする産業再生

【特別措置の内容】

- ① 通関・検疫の24時間化・港湾・輸出入手続の1本化
- ② 特区に供給する電気事業の自由化などによる公共料金の低廉化
- ③ 土地用途変更をしやすくするための埋立地の権利移転期間制限の撤廃
- ④ リサイクル施設設置に係る手続の迅速化
- ⑤ 産業集積・投資促進・ベンチャー育成のための税制措置

(5) 創業促進型経済再生特区

【趣旨】 高付加価値産業・生活文化産業の重点創出地域の創設

【特別措置の内容】

- ① 労働者派遣法等の規制（対象・期間）の緩和
- ② リスクマネー供給のための税制措置、ベンチャー・ファンドへの財政支援等

(6) 農企業創生特区

【趣旨】 企業等の農業への参入促進により、地域における雇用の確保を実現

【特別措置の内容】

- ① 農業生産法人要件の緩和
- ② 土地所有規制の弾力化

(7) 自然ふれあい体験特区

【趣旨】 国立公園特別保護地域内の禁止行為の解除等により自然とのふれあいが可能な国立公園の創設

【特別措置の内容】

- ① イベント等への対応ができるよう仮設物設置禁止規制の撤廃
- ② 散策道設置のための審議会承認の緩和

2. 「「規制改革特区」構想について」（抄）（4月24日経済財政諮問会議・平沼経済産業大臣提出資料）

「規制改革特区」の目的は、

- (1) 各地域が自らの創意工夫により企業の立地環境を整備する地域間競争を起こし、「個性ある地方」の自立した発展と活性化を促進。
- (2) 「民間発・地方発アイデア」を短期に統合、開発させる。そのための「実験場」を提供。
- (3) 国の財政資金に頼ることなく、「規制改革」を手段として、「知恵」と「改革への意欲」を競う形の「特区」とすべき。

3. 「規制改革特区」の基本理念及び今後の進め方」（抄）

（5月15日総合規制改革会議・規制改革特区WG提出資料）

(1) 規制改革特区の基本的な目的は経済活性化にあり、特定地域を対象とした地域振興策ではない。すなわち、特定の地域に限定して実験的に規制改革を実施し、問題が生じなければ、それを全国に拡大することを主たるねらいとしている。

(2) 規制改革特区の実現に向けて（抄）

国による税の減免や補助金等、従来型の財政措置は用いないこと。

沖縄の金融業務特別地区における所得の特別控除制度

1. 制度の概要

沖縄振興特別措置法により指定された金融業務特別地区（以下「金融特区」という。）内の一定の要件を満たす法人については、その設立後10年間、同地区内で営む金融業務に係る事業から得られた所得について、35%の所得控除（同地区内において金融業務に係る事業に従事する者の人件費の20%を限度）を認める。

2. 制度の内容

(1) 対象法人

金融特区内において新設された法人のうち、同地区内で専ら対象事業を営むものであって常時使用する従業員の数が20人以上であること等の要件を満たす認定法人

(2) 対象事業

① 金融業

銀行業、信託業、証券業、保険業等の金融業

② 金融関連業務

金融業に付随する業務（事務処理センター、コールセンター）

(3) 対象所得

金融特区内で行われる対象事業からの所得

OECDにおける「有害な税の競争」に対する取り組み

経済のグローバル化
(資本移動の自由化、通信革命等)



「足の速い」経済活動（金融その他のサービス産業）誘致のための有害な税の引き下げ競争



- 他国の課税ベースの侵食（税収の減少）
- 可動性の低い課税ベース（勤労所得、消費等）に対する相対的重課 税体系の公平性、中立性を損なう
- 資本移転・経済活動の歪曲

OECDにおける対応（加盟国関係）

- ・ 「有害な税の競争」報告書（1998年4月）
 - (1) 有害税制の新規導入の禁止
 - (2) 既存の有害税制の廃止（原則として2003年4月まで）
- ・ 有害税制リストの公表（21か国47措置）（2000年6月）

OECDにおける「有害税制」の判定基準（加盟国関係）

1 に該当し、かつ、2 ～ 4 のいずれかに該当する場合に「有害税制」と判定される。

- 1．金融・サービス等、地理的可動性の高い経済活動から生じる所得に対して、無税又は低税率で課税していること
- 2．当該優遇措置が、居住者又は国内市場から遮断されていること
- 3．優遇措置の運用について透明性が欠如していること
- 4．優遇措置を利用する納税者に関して、他国と実効的な情報交換を実施していないこと

OECD加盟国有害税制リストに掲載された措置一覧（2000年6月）

1998年報告書における有害な租税優遇措置の判定基準に基づいて潜在的に有害な税制として認定された税制（47）

（注）OECD加盟国は新規の有害税制を導入しないこと、及び2003年4月までに以下の既存の有害税制を撤廃することを約束している。

保険関係

オーストラリア	オフショア金融税制
ベルギー	地域統括本部税制
フィンランド	アランド キャプティブ保険税制
イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター
ルクセンブルグ	再保険会社税制
スウェーデン	外国損害保険会社税制

イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター（＊）
ルクセンブルグ	金融支店税制
オランダ	国際グループ金融税制
オランダ	企業内金融税制
オランダ	金融支店税制
スペイン	バスク・ナバラ コーディネーション・センター
スイス	管理会社税制

金融子会社・リース関係

ベルギー	地域統括本部税制（＊）
ハンガリー	ベンチャーキャピタル会社税制
ハンガリー	国外活動会社優遇税制
アイスランド	国際貿易会社税制
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）（＊）
アイルランド	シャノン空港区域

ファンド・マネージャー関係

ギリシア	投資信託ポートフォリオ投資会社税制
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）（＊）
ルクセンブルグ	マネジメント会社税制
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター（＊）

銀行関係

オーストラリア	オフショア金融税制（＊）
カナダ	国際金融センター
アイルランド	国際金融サービスセンター（ダブリン）（＊）
イタリア	トリエステ金融サービス・保険センター（＊）
韓国	オフショア業務税制
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター（＊）
トルコ	イスタンブール オフショア金融税制

地域統括本部関係

ベルギー	地域統括本部税制（＊）
フランス	地域統括本部税制
ドイツ	地域統括本部税制
ギリシア	外国会社税制
オランダ	コスト・プラス・ルーリング
ポルトガル	マデイラ 国際ビジネスセンター（＊）
スペイン	バスク・ナバラ 地域統括本部（＊）
スイス	管理会社税制（＊）
スイス	サービス会社税制

販売子会社関係

ベルギー	販売子会社税制
フランス	ロジスティックス・センター

オランダ	コスト・プラス／リセールマイナス・ルーリング
トルコ	トルコ自由貿易地域

サービス・センター関係

ベルギー	サービス・センター
オランダ	コスト・プラス・ルーリング（＊）

国際海運関係

カナダ	国際海運税制
ドイツ	国際海運税制
ギリシア	国際海運事務所税制
ギリシア	国際海運税制
イタリア	国際海運税制
オランダ	国際海運税制
ノルウェー	国際海運税制
ポルトガル	国際海運税制（マデイラ）

その他

ベルギー	インフォーマル・キャピタルルーリング
ベルギー	外国販売会社税制
カナダ	非居住者所有投資法人税制
オランダ	インフォーマル・キャピタルルーリング
オランダ	外国販売会社税制
米国	外国販売会社税制

（注）上記のリストには 47 の措置が分類して掲げられているが、措置によっては、複数のカテゴリーに分類されることがあり、＊はそれを示している。